



阿波市

後 方 支 援 計 画

令和6年3月

阿 波 市

《 目 次 》

第1章 計画策定の目的.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の対象者.....	2
3 計画の修正	2
第2章 計画策定の前提.....	3
1 対象とする災害.....	3
2 物資輸送拠点.....	4
3 物資輸送の予測等.....	5
第3章 後方支援施設等の配置.....	9
1 施設利用の考え方.....	9
2 物資輸送拠点全体配置.....	9
3 アエルワの配置.....	10
4 公用車駐車場の配置.....	11
5 庁舎内車両通行経路.....	12
6 阿波市内の通行経路.....	13
第4章 後方支援体制及び任務.....	14
1 編成及び任務.....	14
2 輸送車両の確保.....	17
3 災害ボランティアの確保.....	18
第5章 後方支援業務の運営.....	19
1 情報の入手	19
2 広域輸送物資拠点の開設.....	19
3 物資収集	19
4 支援物資の保管.....	23
5 輸 送	24
6 後方支援業務フロー.....	25
様 式 集	27
様式ー1 支援物資輸送 要請／発注票	
様式ー2 支援物資輸送 要請／発注票／輸送	
様式ー3 支援物資現況一覧表	
様式ー4 支援物資・物品在庫管理表	
様式ー5 支援物資・物品管理台帳	

第 1 章 計画策定の目的

1 計画策定の目的

- (1) 阿波市交流防災拠点施設アエルワ（以下「アエルワ」という。）は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（H27.3、中央防災会議幹事会）（以下「国の計画」という。）において、広域物資輸送拠点に指定された。
- (2) 広域物資輸送拠点（1次拠点）とは、南海トラフ地震のような大規模災害発生時に、国から送られてくる支援物資を受入れ、一時保管し、県内の市町村物資輸送拠点（2次拠点）に輸送するための拠点である。また、アエルワは、徳島県以外の四国3県で大規模地震が発生した際にも、四国3県への支援物資の輸送拠点となる重要な施設である。
- さらに、アエルワは、阿波市（以下「本市」「市」という。）内の指定避難所へ支援物資を配送する拠点（2次拠点）でもある。
- (3) 本市の責務は、市民の安心・安全を確保し、災害に強いまちづくりを実現することである。また、アエルワにおいて支援物資の輸送拠点の役割を実践することは、県民及び四国地方の住民への後方支援にもなる。そのため、アエルワでの後方支援活動が円滑に進むように「阿波市後方支援計画（以下「本計画」という。）」を策定することとした。

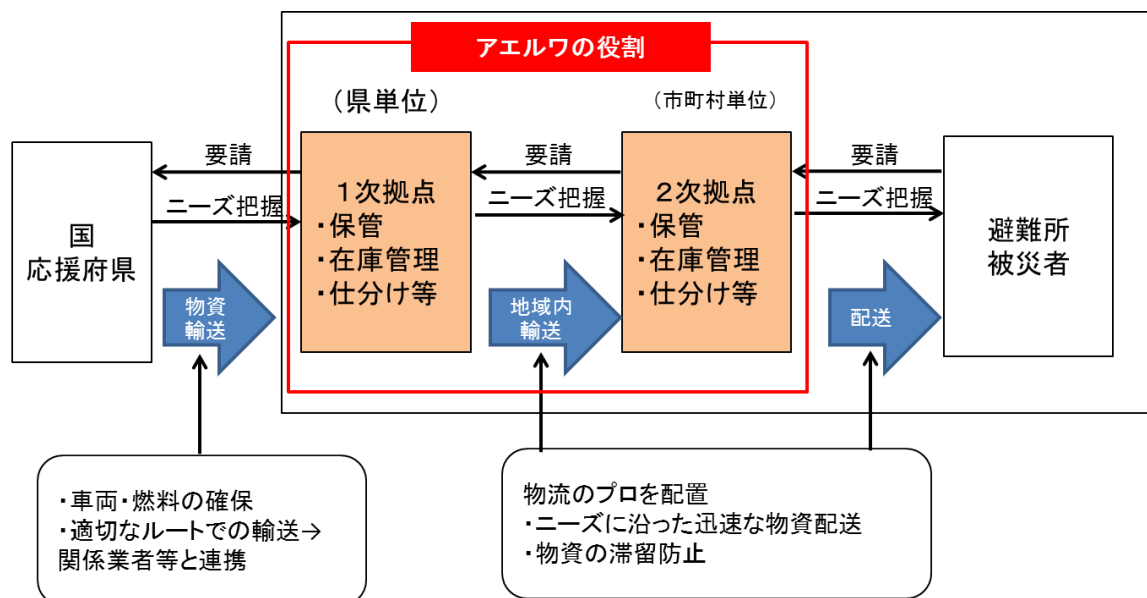


図 物資配送フロー

2 計画の対象者

本計画は、本市の職員及び防災拠点施設の管理者を対象として策定した。

3 計画の修正

本計画は、各課が毎年内容を確認し、必要に応じて修正する。

また、PDCAサイクルを活用して、訓練を重ねながら国の新しい制度や知見等の状況変化に応じて、時点修正を含め、随時見直す。

第2章 計画策定の前提

1 対象とする災害

1-1 地震

本計画に基づいて後方支援活動を行う際に想定する危機事象は、以下のとおりである。

(1) 南海トラフ巨大地震

静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000m 級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で発生する地震で、最大でM9.1の地震が想定される。

(2) 中央構造線活断層帯を震源とする内陸型地震（直下型地震）

中央構造線活断層帯（讃岐山脈－石槌山脈北縁東部区間）を震源とする内陸型地震（直下型地震）で、最大でM8クラス以上の地震が想定される。

(3) その他の四国地方における大規模地震

アエルワは、徳島県以外の四国3県で大規模災害が発生した場合の支援物資輸送拠点となる場合がある。そのため、各県が想定している大規模災害を対象とする。

1-2 水害（平成16年台風災害）

想定する危機事象は、平成16年の台風災害とする。この年は、太平洋高気圧が平年より北に位置したため、台風が日本付近に接近しやすい配置となり、四国地方に6個の台風が上陸した。台風に加え梅雨・秋雨前線の影響で局地的な集中豪雨が多発し、四国地方に河川氾濫や土砂災害等の大きな被害を与え、本市も甚大な被害を受けた。

四国に被害をもたらした台風

台風10号 (7月30日～8月4日) 最低気圧945hPa
暴風域(最大)半径200km、強風域(最大)半径480km・西410km

- ・徳島県神山町で総降水量1,243mmを記録
(旭丸観測所7月30日～8月2日)
- ・徳島県で25年ぶりに災害救助法を適用(上那賀町・木沢村)
- ・上那賀町、木沢村の豪雨で道路寸断、落橋により孤立

台風16号 (8月27日～8月31日) 最低気圧910hPa
暴風域(最大)半径280km、強風域(最大)半径800km・北560km

- ・高松港で観測開始以降第1位の潮位2.46mを記録
- ・徳島県で最大瞬間風速54.1m/sを記録
(8月では観測開始以降最高)
- ・大洲市の肱川で危険水位を超え、水位6.85mを記録して氾濫

台風21号 (9月29日～9月30日) 最低気圧940hPa
暴風域(最大)半径170km、強風域(最大)半径480km

- ・JR予讃線、松山自動車道、国道11号など幹線道路が寸断
- ・土砂崩れや山腹崩壊により西条市で一部住民が孤立

台風15号 (8月17日～8月19日) 最低気圧970hPa
暴風域(最大)半径130km、強風域(最大)半径南東600km・北西370km

- ・大川村、土佐町で記録的な豪雨により小学生ら約160人を含む住民が孤立
- ・香川県、愛媛県で土石流などにより被害多数

台風18号 (9月5日～9月7日) 最低気圧925hPa
暴風域(最大)半径240km、強風域(最大)半径東650km・西560km

- ・宇和島市で観測開始以降第1位の最大瞬間風速47.3m/sを記録
- ・土砂崩れにより木沢村、安芸市で一部住民が孤立

台風23号 (10月20日) 最低気圧940hPa
暴風域(最大)半径260km、強風域(最大)半径800km

- ・室戸市沖で観測史上最大の大波、有義波高13.55mを記録
- ・高知県室戸岬沖で観測開始以降第3位の最大瞬間風速59m/sを記録
- ・今夏の台風による人的被害が最大

注：最低気圧は、台風発生後最低となったときの気圧

出典) 平成16年台風災害を振り返って～四国地方整備局の取り組みと今後の対応～

(国土交通省四国地方整備局、平成17年3月)

<http://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bosai/kiroku/higai/taihu16nendo.pdf>

2 物資輸送拠点

2-1 広域物資輸送拠点(1次拠点)

2-1-1 施設基準

国の資料では、広域物資輸送拠点の施設基準が以下のように示されている。

【参考】広域物資輸送拠点の施設基準

- (1) 新耐震基準に適合した施設であること(昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む)
- (2) 屋根があること(エアレント等の代替措置によることも含む)
- (3) フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- (4) 12mトラック(大型)が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- (5) 非常用電源が備えられていること
- (6) 原則として津波浸水地域外にある施設であること
- (7) 避難所となる行政庁舎、学校、体育館でないこと

出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(H27.3、中央防災会議幹事会)

2-1-2 徳島県内の広域物流拠点

- (1) 徳島県広域防災活動計画によれば、県内には広域物資輸送拠点は6ヶ所ある。
これらの施設は道路啓開が優先的に行われると考えられ、発災後3日目までには計画通り物資(P-6参照)が搬入され则认为る。
- (2) 同時に、他自治体や企業・団体等、個人からの義援物資も搬入される。

表 広域物資輸送拠点

	施設名	所在地	第二次拠点	浸水深	周辺状況
1	東部防災館	徳島市	—		
2	県立防災センター備蓄倉庫/屋内集配施設	北島町	—	0.3~1.0m	1.0~2.0m、2.0~3.0m 浸水
3	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	鳴門市	—	1.0~2.0m	2.0~3.0m、3.0~4.0m 浸水
4	蔵本公園プールサイド	徳島市	—		
5	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	海陽町	●	浸水しない	5.0~10.0m 浸水
6	阿波市交流防災拠点施設	阿波市	●	浸水しない	高台
7	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	阿南市	●	浸水しない	高台
8	西部健康防災公園西部防災館別館	美馬市		浸水しない	

3 物資輸送の予測等

3-1 国の計画

3-1-1 支援物資の種類

広域物資輸送拠点に入ってくる物資は、以下のように分類される。

(1) プッシュ型支援物資

国からプッシュ型支援として県に供給される品目は、以下の6品目である。

飲料水については、被災水道事業者と応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する「応急給水」で対応することとなっている。

①毛布、②食料（アルファ米、おかず缶詰）、③育児用調整粉乳、④乳児・小児用おむつ、⑤大人用おむつ、⑥携帯トイレ・簡易トイレ、⑦トイレトペーパー、⑧生理用品

(2) 調達物資

品目、数量等の受入情報が事前に連絡された物資、応援協定に基づく流通備蓄物資、経費は協定に定められている者が負担する（基本的には物資提供要請者）。

(3) 義援物資

各種団体等からの大口の物資、事前情報がなく、突然拠点に持ち込まれる物資（個人からの小口物資）であり、無償で提供される。

3-1-2 国の計画

国の計画では、必要量、すなわち本市に搬入されるプッシュ型支援物資の数量が示されている。

表 本市への搬入量

物資	単位	必要量					調整担当 省庁
		4日目	5日目	6日目	7日目	合計	
毛布	枚	—	—	—	—	21,238	消防庁
食料	千食	43.1	47.3	51.6	55.9	197.9	農林水産省
育児用調製粉乳	kg	—	—	—	—	55	農林水産省
乳児・小児用おむつ	枚	—	—	—	—	9,564	厚生労働省
大人用おむつ	枚	—	—	—	—	2,198	厚生労働省
携帯トイレ・簡易 トイレ	回	—	—	—	—	235,800	経済産業省
トイレットペーパー	巻	—	—	—	—	9,891	経済産業省
生理用品	枚	—	—	—	—	38,262	厚生労働省

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ、重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし、処分するタイプ。 電源と汲み取りは必要としない。	活用可	※参考(1 ケース 200 回分) 縦 360×横 570×高さ 460、約 13.0kg
簡易トイレ	室内に設置可能で小型で持ち運びができるトイレで、し尿を貯留又は凝固するタイプ。 介護用のポータブルトイレを含む。 電源と汲み取りは必要としない。	活用不可 別途、囲いを確保するように配慮するものとする。	※参考 (1 ケース 1 台分) 縦 390×横 385×高さ 145 約 2.6kg

出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（H27.3、中央防災会議幹事会）

3-2 物資輸送の予測

- (1) 国が行うプッシュ型支援は、遅くとも3日目までには広域物資輸送拠点に対し必要量の全部または一部を輸送するとされている。

そのため、発災から3日間は、家庭等の備蓄と県・各市町村における備蓄で対応することを想定する。

- (2) 国の算定する必要量（物資の輸送量）は、発災後4日目～7日目までに必要となる量とされている。

日	発災後3日～5日 (緊急対応期)	3日～5日以降 (応急対応期)
物資の種類	プッシュ型支援物資 (食料等8品目で4日以降 2次拠点に輸送)	義援物資 (各種団体等から事前情報がなく持ち込まれる物資 で比較的長期の保管が必要)

図 物資搬入時期

(3) 熊本地震において熊本市が受入れた物資等から、本市が受入れる物資を想定したものが下表である。

表 本市が受入れる物資（想定）

輸送区分	No	品 目	単位	梱包内 数量	梱包容積 (縦×横×高m)	梱包 重量	重ね積	保管 場所	備 考
発災後3日以内に 輸送が予測される 品目	プ ッ シ ュ 型 支 援 物 資	1 毛 布	枚	10	0.74×0.54×0.34	10Kg	6段 2.04m		
		2 食 料(アルファ米)	食	50	0.42×0.31×0.20	3Kg	7段 1.40m		
		食 料(おかず缶詰)	食	24	0.32×0.25×0.10	7Kg	15段 1.50m		
		3 育児用調製粉乳	Kg	12	0.35×0.45×0.15	5Kg	10段 1.50m		
		4 乳児・小児用オムツ	枚	160	0.50×0.40×0.40	5Kg	5段 2.00m		
		5 大人用オムツ	枚	80	0.50×0.40×0.40	5Kg	5段 2.00m		
		6 携帯トイレ(200回使用)	個	1	0.36×0.57×0.46	13Kg	4段 1.84m		
		簡易トイレ	個	1	0.39×0.39×0.15	2.6Kg	10段 1.50m		
	義 援 物 資	7 トイレ用ペーパー	個	72	0.62×0.40×0.35	6Kg	5段 1.75m		
		8 生理用品	個	80	0.50×0.40×0.40	3Kg	5段 2.00m		
		1 飲料水	本	24	0.38×0.26×0.23	13Kg	7段 1.61m	屋外	
		2 カップ麺	個	12	0.30×0.43×0.17	3Kg	10段 1.70m		
		3 お菓子	袋	12	0.36×0.54×0.21	2Kg	10段 2.10m		
		4 ブルーシート	枚	10	0.45×0.70×0.10	3Kg	15段 1.50m	屋外	
上記以降に義援物資として 輸送が予測される品目		5 土のう	枚	400	0.45×0.60×0.20	10Kg	8段 1.60m	屋外	
		6 タオル	枚	100	0.35×0.47×0.48	10Kg	4段 1.92m		
		7 ストープ	個	1	0.50×0.50×0.61	10kg	4段 2.00m	屋外	
		8 ゴミ袋(大)	枚	500	0.30×0.50×0.23	20Kg	6段 1.38m		
		9 発電機	個	1	0.50×0.29×0.34	10kg	5段 1.70m	屋外	
		10 使い捨てカイロ	個	300	0.54×0.28×0.22	5Kg	7段 1.54m		
		12 ティッシュペーパー	箱	60	0.35×0.47×0.48	10Kg	4段 1.92m		
		13 医薬品等	個						
		14 テント	張	1					
		1 日用品	個						
		2 男性用下着	枚	50	0.50×0.40×0.40	10Kg	5段 2.00m		
		3 女性用下着	枚	50	0.50×0.40×0.40	10Kg	5段 2.00m		
		4 男性用服	着	20	0.50×0.40×0.40	10Kg	5段 2.00m		
		5 女性用服	着	20	0.50×0.40×0.40	10Kg	5段 2.00m		
		6 子供服	着	30	0.50×0.40×0.40	10Kg	5段 2.00m		
		7 ジュース類(350mm)	本	24	0.40×0.28×0.13	9Kg	10段 1.30m		
		8 炊事用品	個						
		9 本	冊						
		10 玩具	個						
		11 扇風機(ストープ)	個						
		12 蚊取線香(季節限定)	巻						
		13 殺虫剤(季節限定)	本						

3-3 プッシュ型支援物資の保管に必要な面積

国からプッシュ型支援として本市に搬入される物資から保管に必要な面積を算出したものが下表である。

表 必要面積

国の計画で示された内容					規格(仮定)と必要な面積				
No	品 目	算出式	単位	数 量	梱包内 数量	梱包容積 (縦×横×高m)	梱包 重量	重ね積	必要 面積
1	毛 布	避難所避難者数×一人当たり必要枚数2枚－備蓄数 ※1	枚	21,238 (2,124箱)	10	$0.74 \times 0.54 \times 0.34$ 2箱/㎡	10Kg	6段 2.04m	180㎡
2	食 料 (アルファ米)	避難所避難者数×3食×1.2 ※2	食	197,900 (3,958箱)	50	$0.42 \times 0.31 \times 0.20$ 6箱/㎡	3Kg	7段 1.40m	95㎡
	食 料 (おかず缶詰)	避難所避難者数×3食×1.2	食	197,900 (3,958箱)	24	$0.32 \times 0.25 \times 0.10$ 12箱/㎡	7Kg	15段 1.50m	22㎡
3	育児用 調製粉乳	避難所避難者数×0歳人口 比率×140/1日×4日間 ※3	Kg	55 (5箱)	12	$0.35 \times 0.45 \times 0.15$ 6箱/㎡	5Kg	10段 1.50m	0.25㎡
4	乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数×0歳～2歳 人口比率×8枚/1日×4日 間	枚	9,564 (60箱)	160	$0.50 \times 0.40 \times 0.40$ 4箱/㎡	5Kg	5段 2.00m	3㎡
5	大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割 合0.005×8枚/1日×4日間 ※4	枚	2,198 (28箱)	80	$0.50 \times 0.40 \times 0.40$ 4箱/㎡	5Kg	5段 2.00m	2㎡
6	携帯トイレ (200回使用可能)	避難所避難者数×上水道支 障立×一人当たり使用回数5 回/日×4日間 ※5	個	379	1	$0.36 \times 0.57 \times 0.46$ 6箱/㎡	13Kg	4段 1.84m	16㎡
	簡易トイレ		台	800	1	$0.39 \times 0.39 \times 0.15$ 9箱/㎡	2.6Kg	10段 1.50m	9㎡
7	トイレット ペーパー	避難所避難者数×一人当 たりの必要量0.18巻×4日間 ※6	巻	9,891 (138箱)	72	$0.62 \times 0.40 \times 0.35$ 2箱/㎡	5Kg	5段 1.75m	14㎡
8	生理用品	避難所避難者数×12～51歳 女性人口比率×一人1期間 (7日間)当たりの必要数30枚 ×4/7×1/4 ※7、※8	枚	38,262 (479箱)	80	$0.50 \times 0.40 \times 0.40$ 4箱/㎡	3Kg	5段 2.00m	24㎡
必要面積合計									366㎡

※1 避難所避難者数は、住宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり、避難したものの合計

※2 食料の算出における1. 2という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

※3 「0歳児人口比率」、「0～2歳児人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、平成22年国勢調査における数値

※4 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※5 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災府県ごとの断水人口の割合(断水率)

※6 生理用品の算出式における「4/7」という係数は、一人1期間(7日間)当たりのうちの4日間分(4日目～7日目)

※7 生理用品の算出における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

第3章 後方支援施設等の配置

1 施設利用の考え方

- (1) プッシュ型支援物資は、搬入後直ちに2次拠点へ搬出されるため、搬入・搬出が容易な場所で一時保管とする。
- (2) アエルワと公用車駐車場の利用方法は、プッシュ型支援物資及び公用車駐車場で一時保管し、調達・義援物資（プル型支援物資）をアエルワで一時保管する。
なお、屋外保管可能なプル型支援物資は、公用車駐車場で一時保管する。
- (3) プッシュ型支援物資の搬入がなくなれば公用車駐車場を閉鎖し、一時保管場所としてアエルワのみを利用する。

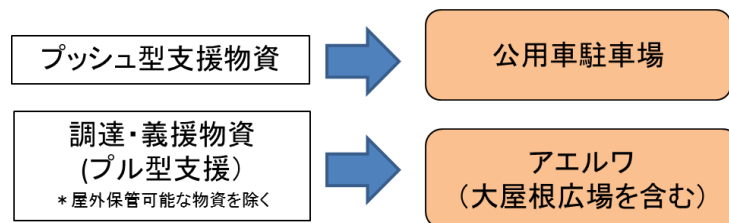


図 物資の一時保管

2 物資輸送拠点全体配置

アエルワ周辺の物資輸送拠点全体配置を下図に示す。



図 物資輸送拠点全体配置図

3 アエルワの配置

アエルワの一時保管場所のレイアウト（案）を以下に示す。下図の配置は基準を示したもので、細部は支援物資の状況により定めるものとし、搬入搬出頻度の多い物資を出入口付近に、屋外保管可能な物資は努めて屋外に保管するものとする。

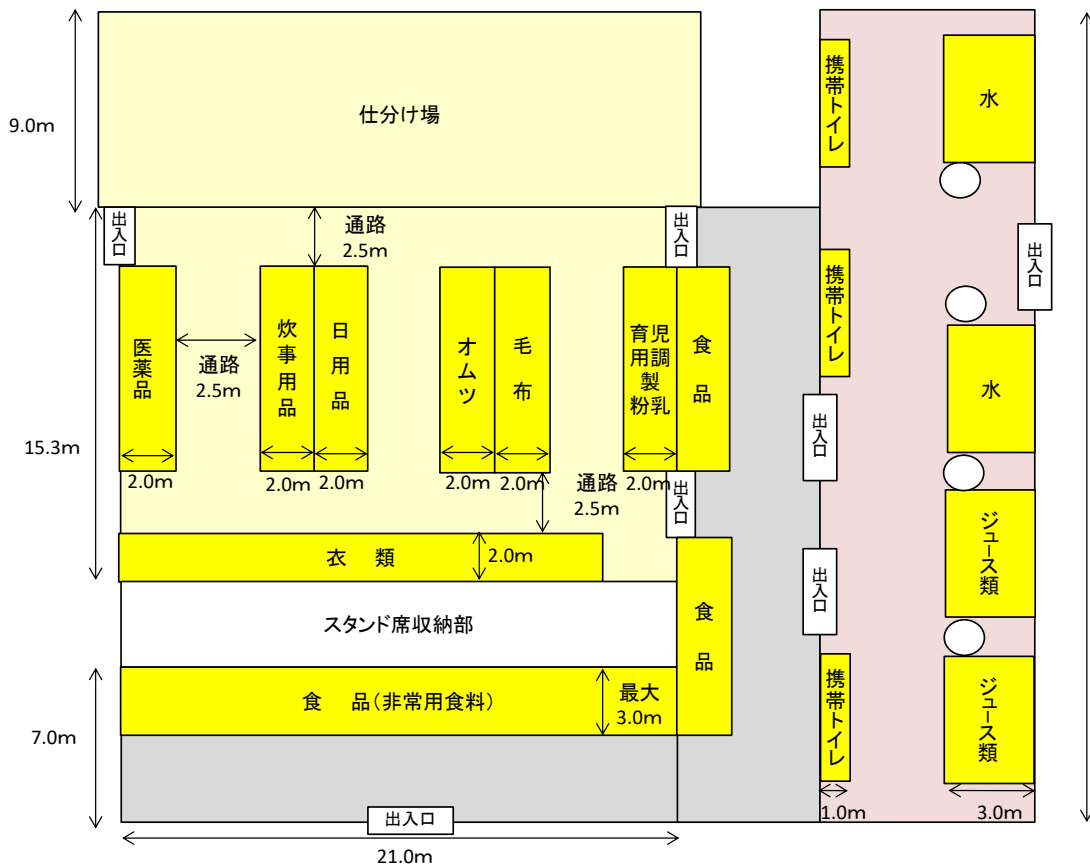


図 アエルワの一時保管場所レイアウト（案）

4 公用車駐車場の配置

公用車駐車場の一時保管場所のレイアウト（案）を以下に示す。

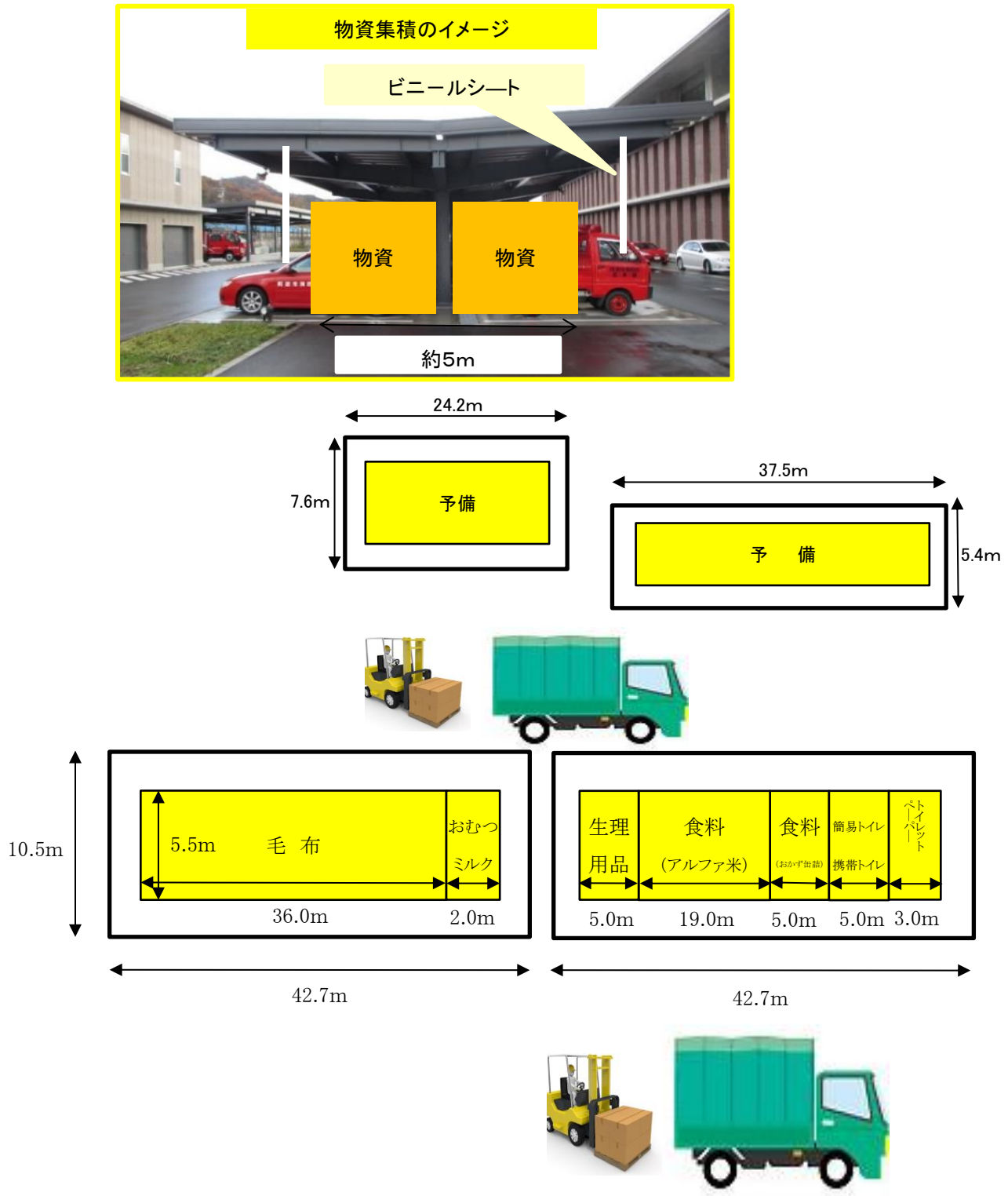


図 公用車駐車場の一時保管場所のレイアウト

5 庁舎内車両通行経路

庁舎内・アエルワ周辺の通行経路を下図に示す。

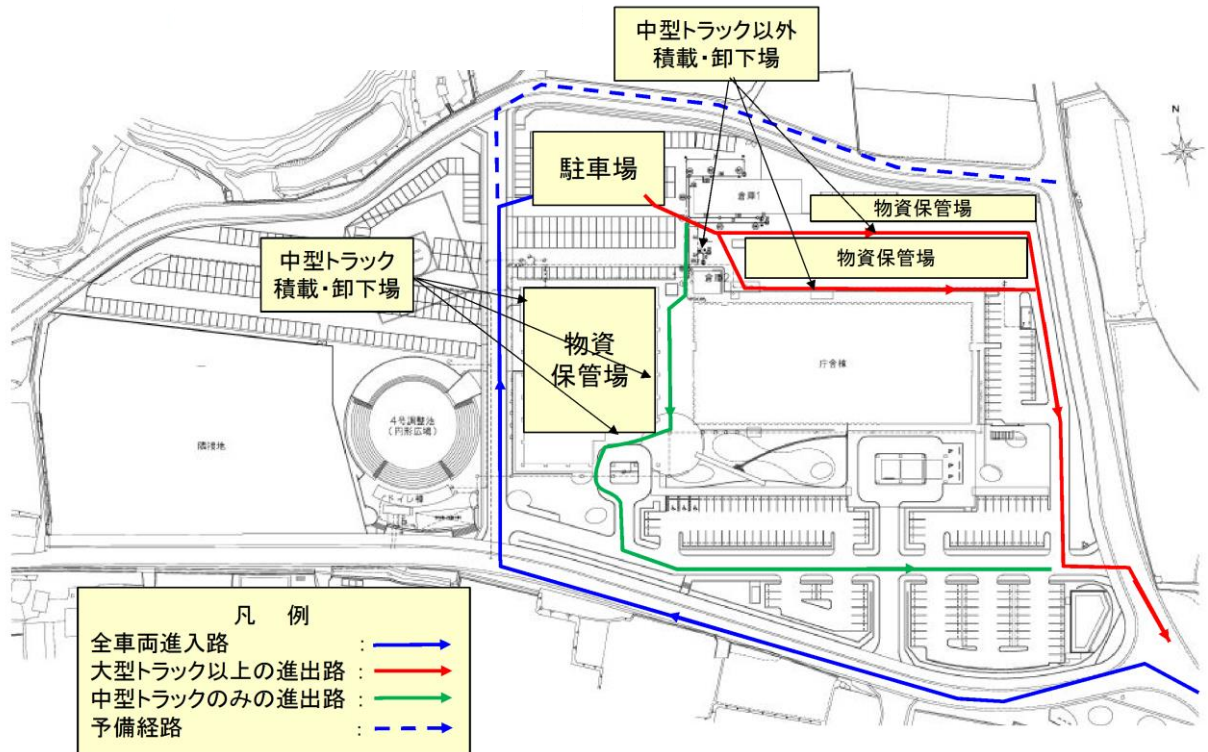


図 庁舎内車両通行経路

6 阿波市内の通行経路

- (1) 土成 I C からアエルワまでの物資輸送ルートは、国道 316 号・県道 12 号及び広域農道を通る 2 ルートとする。
- (2) アエルワは徳島自動車道に近いため、スマート I C が整備されると、物資の搬出入がよりスムーズとなる。



図 阿波市内の通行経路

第4章 後方支援体制及び任務

1 編成及び任務

- (1) 県と市の任務を以下にまとめる。ここで、広域物資輸送拠点として受入れるプッシュ型支援物資を「県物資」という。また、市が要請、受入れ、保管、輸送する県物資以外の物資を「市物資」という。
- (2) 県物資に関することは、県の指示を仰ぐ。

県物資

手続き	県の任務	市の任務
情報入手	情報入手、市と情報共有	県と情報共有
要 請	要請・確認	県と情報共有
受入れ	受入れ手続き	搬入作業(荷卸)
保 管	保管管理	県と情報共有
輸 送	県が車両を手配し、県が輸送	搬出作業(積載)

市物資

手続き	県の役割	市の役割
情報入手	—	情報入手
要 請	—	要請・確認
受入れ	—	受入れ手続き、搬入作業(荷卸)
保 管	—	保管管理
輸 送	—	搬出作業(積載)、車両を手配し輸送

- (3) 広域物資輸送に必要な災害対策本部及び広域物資拠点施設内の組織を以下に示す。

【災害対策本部】

- 災対産業経済部（商工観光課、農業振興課、農地整備課）・・・司令塔
 - ・ 救援物資の受入及び輸送に関すること
 - ・ 災対各部・県輸送チームと連携して、物資の調達・確保、物資の全体把握・管理業務を行うこと
 - ・ 広域物資輸送拠点における物資の総合的な管理
- 災対企画総務部（危機管理課）
 - ・ 国・県等との連絡調整に関すること
- 災対企画総務部（契約管財課）
 - ・ 物資及び物資運搬車両等の調達・確保に関すること
- 災対企画総務部（秘書人事課、市政情報課）
 - ・ 広報に関すること

- 災害健康福祉部
 - ・災害ボランティアの受入及び連絡・調整に関すること
- その他の課
 - ・状況により、災害産業経済部への職員の応援

【広域物資輸送拠点】

- 管理班：班長 1 名
- 誘導係：5 名
 - ・車両を誘導する業務
- 物資出納係：4 名
 - ・受入れる物資及び他自治体の 2 次拠点・市内指定避難所へ払出す物資の管理業務
- 仕分係：8 名
 - ・受入れた物資の仕分け業務
- 搬入・搬出班：班長 1 名
- 搬入・搬出係：3 組×6 名＝18 名
 - ・物資の受入、払出に伴うトラックへの搬入・搬出業務
- 輸送班：班長 1 名
 - ・指定避難所へ物資を輸送する業務
 - ・中型トラック程度 4 台
 - ＊他市町村の 2 次拠点への輸送は県が行う。

(4) 人員及び組織図は以下のとおりである。

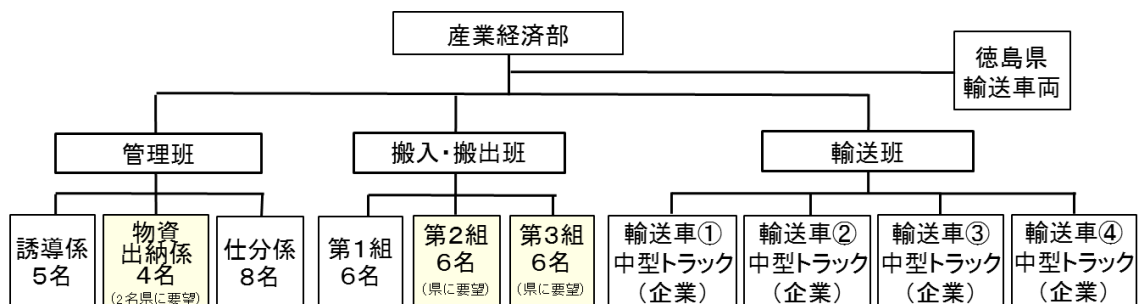


図 組織図

(5) 編成要領は、以下のとおりである。

- ・発災直後～5 日間は、24 時間勤務の 2 交代体制（上番、下番）とする。
- ・人員は民間事業者（県トラック業協会、宅配業者、倉庫業者等）やボランティアを活用する。
- ・災害ボランティア到着以降、逐次増強するが、それまでは職員で対応する。

- (6) 支援物資車両が多数到着する状況にある場合、誘導員を要点に配置し、路側に一時待機させ、支援物資内容の確認、進入統制を行い、市役所駐車場への円滑な進入を図る。その際の誘導係の配置は以下のとおりである。

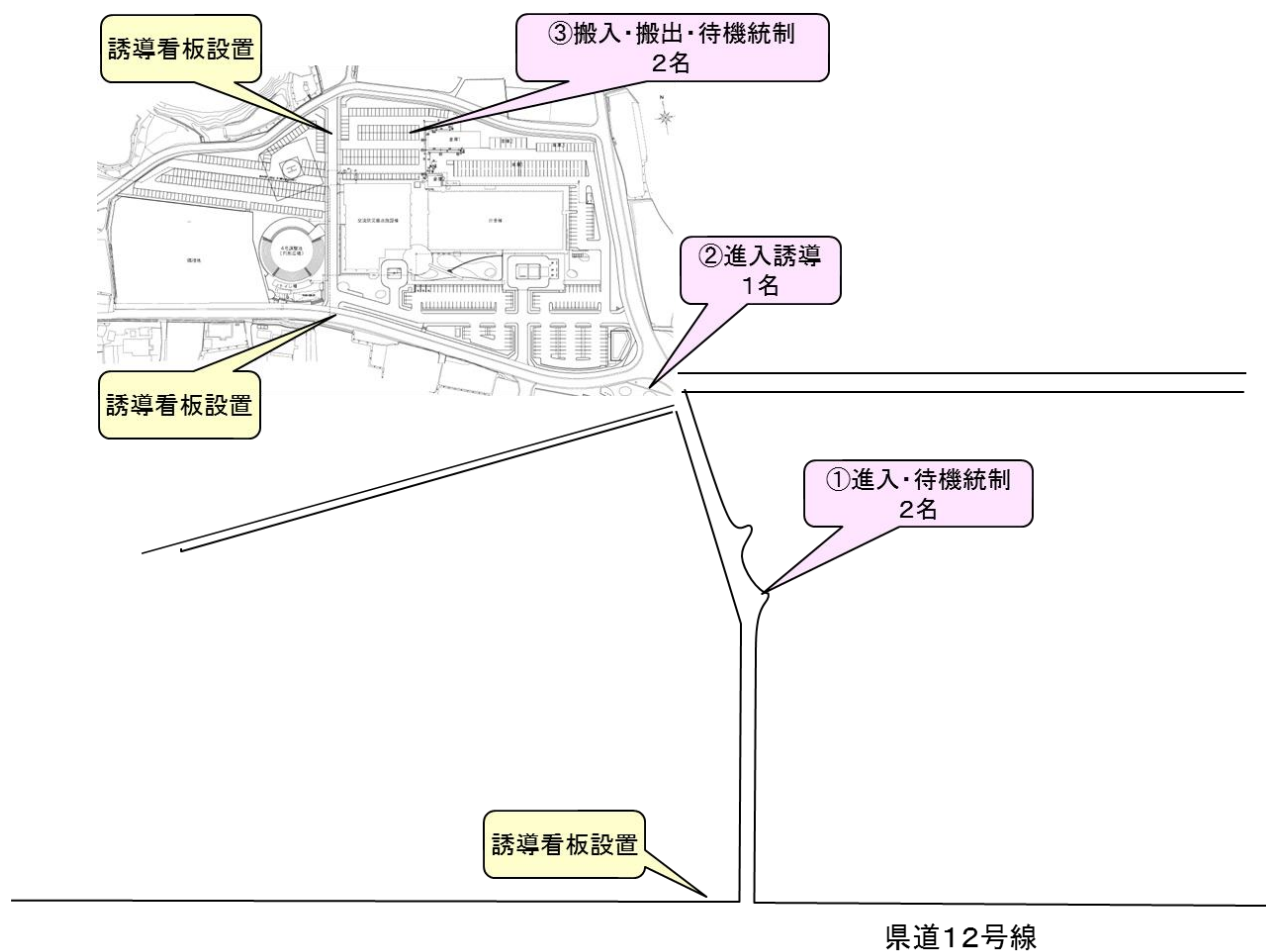


図 誘導係配置図

【参考】県の編成（物資チーム）

県物資チーム	
県職員	・被害状況の確認 ・必要な支援物資量の算定 ・被災県、応援県での広域物資輸送拠点選定を要請 ・支援物資の要請 ・市町村からの支援物資要請のとりまとめ
運輸局派遣職員	・広域的なインフラの被災状況等の情報収集・提供 ・必要な支援物資量の算定 ・被災県、応援県での広域物資輸送拠点を選定
トラック協会派遣職員	・トラックと運転手の確保を協会に要請 ・選定された広域物資輸送拠点の運営を協会に要請 ・広域物資輸送拠点から市町村物資輸送拠点までの輸送を協会企業に要請 ・支援物資の調達状況と市町村からの支援物資要請内容を広域物資輸送拠点を運営しているトラック協会の協会企業に伝達
倉庫協会派遣職員	・広域物資輸送拠点の運営に必要な人材と資機材の確保を協会企業に要請 ・広域物資輸送拠点の運営を協会企業に要請 ・支援物資の調達状況と市町村からの支援物資要請内容を広域物資輸送拠点を運営している倉庫協会の協会企業に伝達

出典：県資料

2 輸送車両の確保

2-1 県物資の輸送車両

県物資の輸送車両確保は県が行う。

2-2 市物資の輸送車両

- (1) 市物資の輸送車両は、企画総務部（契約管財課）と県（県トラック協会）との調整により、予め定めるものとする。
- (2) 車両が確保できない場合及び輸送力が不足する場合、災対企画総務部（契約管財課）が物資輸送に必要な車両等を調達・確保する。
- (3) 市物資の輸送は、市内の狭い道路を通行することを考慮し、中型トラック程度とする。

3 災害ボランティアの確保

- (1) 広域物資輸送拠点における業務は、発災直後は職員で行うが、災害ボランティアの確保ができ次第、業務の一部を災害ボランティアに引き継ぐ。
- (2) 災害対策本部内で災害ボランティアの受入及び連絡・調整に関することは、災対健康福祉部（社会福祉課）が担当するが、災害ボランティアの受付けは、阿波市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）で行う。また、災害ボランティアセンターが設置された場合は、災害ボランティアセンターで受付ける。
- (3) 災対産業経済部は、災害ボランティアを確保する必要がある場合は、災対企画総務部（危機管理課）を通じて災対健康福祉部に要請する。

第5章 後方支援業務の運営

1 情報の入手

- (1) 災対産業経済部は、災害対策本部より市内外の被災状況（道路、橋梁、公共施設、運送業者を含む民間事業者の被害等）を入手する。
- (2) 災対産業経済部は、県災害対策本部と連携を図り、プッシュ型支援物資輸送の状況について把握に努める。
- (3) 災対企画総務部（契約管財課）は、市内の各指定避難所で必要とする支援物資を「依頼簿（食料）」及び「依頼簿（物資）」（避難所運営マニュアル参照）により、災対教育部又は災対市民部（支所地域課）を通して入手する。
- (4) 災対企画総務部（契約管財課）は、災対各部が必要とする支援物資を把握する。

2 広域輸送物資拠点の開設

- (1) 災害対策本部長は本部員会議において、広域物資輸送拠点（1次拠点）及び市物資輸送拠点（2次拠点）の開設を決定した場合、災対産業経済部に対し開設を指示する。
- (2) 災対産業経済部は、物資輸送拠点の安全点検を行い開設し、その旨を災害対策本部長に報告するとともに県対策本部に通報する。
- (3) 上記に伴い、災対企画総務部（契約管財課）の指示に基づき、職員により公用車を指定する駐車場に移動する。

3 物資収集

3-1 物資収集の要領

- (1) 災対産業経済部は、災対企画総務部（契約管財課）と連携し、必要な支援物資の内容及び数量を整理する。
- (2) 各避難所は、備蓄品の状況を確認し、不足する場合は、速やかに必要とする物資の品目及び数量を災対企画総務部（契約管財課）に要求する。
- (3) 災対企画総務部（契約管財課）は、市備蓄では物資の供給が不足する場合、市内業者から調達する。さらに物資の調達が困難な場合は、「様式-1 支援物資輸送 要請／発注票」を示して県に緊急物資等の供給、あつせんを要請する。
- (4) 災対企画総務部（契約管財課）は、ニーズの把握及び物資の調達状況から、各物資の現在備蓄数と必要予測数及び過不足数を明らかにする。

- (5) 災対企画総務部（秘書人事課、市政情報課）は、災対企画総務部（契約管財課）及び災対産業経済部と連携し、不足物資、過剰物資、物資の追加支援及び支援自粛等、物資募集広報活動方法を検討し、「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方法」を作成する。

※ 広報活動を行ってからその効果が現れるまでに、当然タイムラグが生ずるため、「物資の調達状況確認記録」を作成し、時系列的に調達状況を把握することで、状況の推移、変化を見越した方法とする必要がある。

災害物資調達状況及び物資募集広報活動方法（例）

○月○日時点

1. 物資調達状況

物資名	現在備蓄数	必要予測数	過不足数	広報媒体	備考
タオル	10,000 枚	8,000 枚	2,000 枚	ホームページ	過剰
軍手	1,000 枚	2,000 枚	▲1,000 枚	報道機関、 ホームページ	不足
...					

2. 物資募集にかかる広報活動方法

タオルについてはすでに過剰となっており、支援の自粛をお願いします。
軍手については不足が見込まれるので、追加支援をお願いします。

3-2 物資募集広報活動方法の決定

災対企画総務部（秘書人事課、市政情報課）は、災害対策本部（受援本部）と物資募集方法の妥当性について意見調整をした上で、物資募集広報活動方法を決定する。

※協議の結果、「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方法」の変更等を行う。

3-3 物資募集広報活動方法の情報共有

- (1) 災対企画総務部（秘書人事課、市政情報課）は、全国からの物資支援に対応するため、災対各部の電話応対職員にまで情報が行き渡るように、情報の共有化を図る。
- (2) インターネット等が利用できる場合、掲示板の活用や共有フォルダへの掲上等を行う。インターネット等の利用ができない場合、電話・FAX・物資配給時に連絡を行う等、状況に応じて最も効果的・効率的な方法を用いて情報の共有化を図る。

3-4 あらゆる媒体を利用した物資募集広報活動

- (1) 災対企画総務部（秘書人事課、市政情報課）は、「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方法」の内容を広報する。
- (2) 災対企画総務部（秘書人事課、市政情報課）は、被災状況に応じて利用できるあらゆる媒体を利用して、物資募集の内容を広報する。
- (3) 支援物資については不足物資を多く集めることのみ広報を行うと、物資が過剰に集まり、その余剰物資の整理に追われる状況が発生することが危惧される。このような状況に陥らないため、次に挙げるそれぞれ広報媒体の特性を活かして、必要な物資を必要な数量のみ集めることを意識して慎重かつ臨機応変に活動する。

① 報道機関を通じた広報

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広域的な広報を行う。

※広域的な発信力・伝播力が高く、全国から多くの支援物資が送られてくることが期待できる反面、詳細な情報が伝わりにくく、またタイムラグが生ずる可能性が高い。そのため、圧倒的に不足する物資に絞って広報を行い、余剰物資が生じないように配慮する。

② インターネットを活用した広報

災害が発生した際、阿波市ホームページは通常バージョンから、文字情報を中心とした容量の少ない災害時バージョンに切り替えることになっており、「支援物資募集の広報活動用ホームページフォーマット」を活用し、阿波市ホームページの災害用特設ページに「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方法」（次頁参照）の内容を掲載し、テキストあるいはPDF形式で簡易・即時に広報を行う。

※報道機関ほどではないが、広域的な発信力・伝播力が高く、また詳細な情報を同時に掲載することも可能である。内容をしっかりと掲載し、タイムラグが生じないようにこまめに更新を行う。

(例) 阿波市では、〇月〇日に台風〇号災害が発生しました。

全国のみなさまから復旧に向け暖かい支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、次のとおり物資の支援をお願いしております。

次の物資支援をお願いしています			
物資名	必要数量	物資名	必要数量
軍手	2, 0 0 0 枚	・・・	

なお、次の物資はみなさまからのご支援のおかげをもちまして、現在不足しておりません。お送りいただいてもみなさまのお志に沿った形で、活用することが難しいと思われるので、誠に勝手ながら送付を自粛いただきますようお願いいたします。

次の物資支援の自粛をお願いしています	
タオル、・・・	

また、生鮮食品等につきましては、せっかく送付いただいても消費期限の問題により、活用することが難しいと思われるので、自粛のほどよろしく申し上げます。

③ 電話対応による広報

「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方法」を電話対応に当たる災対企画総務部（企画総務課）の関係職員に配布し、電話にて物資支援の申し出に対応する。また、相手方がFAXを利用できる場合には、FAXを活用することも考慮する。

※個別対応ができるので、必要な物資を求め、過剰な物資は断ることができる。なお、過剰な物資を断る際には、相手方の支援の志を尊重しながらも、状況説明をしっかりと行い自粛してもらうよう、対応職員に徹底する。

④ 県の協力による広報

本市のみで広報活動が十分に行えない事態が発生した場合には、「災害物資調達状況及び広報活動方法」の内容を県に電話・FAX等で伝え、県のホームページへの掲載等の広報を協力依頼する。

3-5 受入管理

- (1) 災対産業経済部は、広域物資輸送拠点担当、管理班（誘導係、物資出納係、仕分係）、搬入・搬出班（搬入・搬出係）及び輸送班を編成する。
- (2) 災対産業経済部は、県物資チームより、プッシュ型支援物資の搬入情報（搬入日時、搬入数量等）の情報を入手し把握する。また、県物資チームの統制を受け支援

物資を受入れる。

- (3) 災対産業経済部は、災対企画総務部（契約管財課）より、プル型物資の搬入情報（搬入日時、搬入数量等）の情報を入手し把握し、支援物資を受入れる。

3-6 個人からの支援申込み対応

- (1) 個人からの支援の申込みに対しては連絡先を記録し、一方的な送り出しを控えるように依頼する。また、義捐金等としての協力を依頼する。
- (2) 個人からの直接の支援物資の搬入があった場合には、原則として、管理班によって丁重に断る。

4 支援物資の保管

4-1 県物資

- (1) 災対産業経済部は、県物資を基本的に公用車駐車場に一時保管する。
- (2) 県（県トラック協会）の保有するフォークリフトを有効活用し、作業の迅速化及び軽減を図る。
- (3) 災対産業経済部は「様式-3 支援物資現況一覧」、「様式-4 支援物資・物品在庫管理表」及び「様式-5 支援物資・物品管理台帳」を作成し、県物資の保管管理を行う。

4-2 市物資

- (1) 災対産業経済部は、市物資をアエルワ内に一時保管する。
- (2) 災対産業経済部は、「様式-3 支援物資現況一覧」、「様式-4 支援物資・物品在庫管理表」及び「様式-5 支援物資・物品管理台帳」を作成し、市物資の保管・管理を行う。
- (3) アエルワ内の配置については、デープ等によりハンドリフト等搬入・搬出機材の使用経路、物資保管場所及び人員通行経路を明確に表示し、人員と搬入・搬出機材との接触防止に努める。

4-3 物資の盗難防止

- (1) 夜間、搬入・搬出作業が行われない場合、管理班及び搬入・搬出班をもって物資保管場を巡回し、物資の盗難防止に努める。

5 輸 送

5－1 県物資

- (1) 災対産業経済部は、県物資チームの指示に基づき、必要数量を県が準備した輸送車両へ搭載する。県物資チームは、輸送車両に他市町村の2次拠点への輸送を指示する。
- (2) 災対産業経済部は「様式－2 支援物資輸送 要請／発注票／輸送」を発行する。

5－2 市物資（市内指定避難所への輸送）

- (1) 災対産業経済部は、災対建設部に安全な輸送ルートを確認し、搬送可能な経路を決定する。
- (2) 災対産業経済部は輸送班をもって、必要数量を各指定避難所へ輸送する。
- (3) 災対産業経済部は「様式－2 支援物資輸送 要請／発注票／輸送」を発行する。

様式集

支援物資輸送 要請／発注票

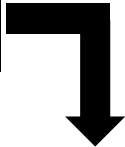
記入：提出日：

年 月 日

(要請／発注担当者印／サイン)

発注／ 要請元	(自治体名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)

物資 提供者	(自治体名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)



納入先	(施設名)
	(住所)
	(受取担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)

備考 (管理項目)	

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけでも構いません。

物資内訳				備考	
品目	大分類	小分類	数量 個数	単位	(商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

支援物資輸送 要請／発注票／輸送

記入：提出日： 年 月 日

(要請／発注担当者印／サイン) (提供担当者印／サイン)

(自治体名)
(担当者名)
(電話番号) (FAX番号)
(E-mail)

(自治体名)
(担当者名)
(電話番号) (FAX番号)
(E-mail)

(施設名)
(住所)
(受取担当者名)
(電話番号) (FAX番号)
(E-mail)

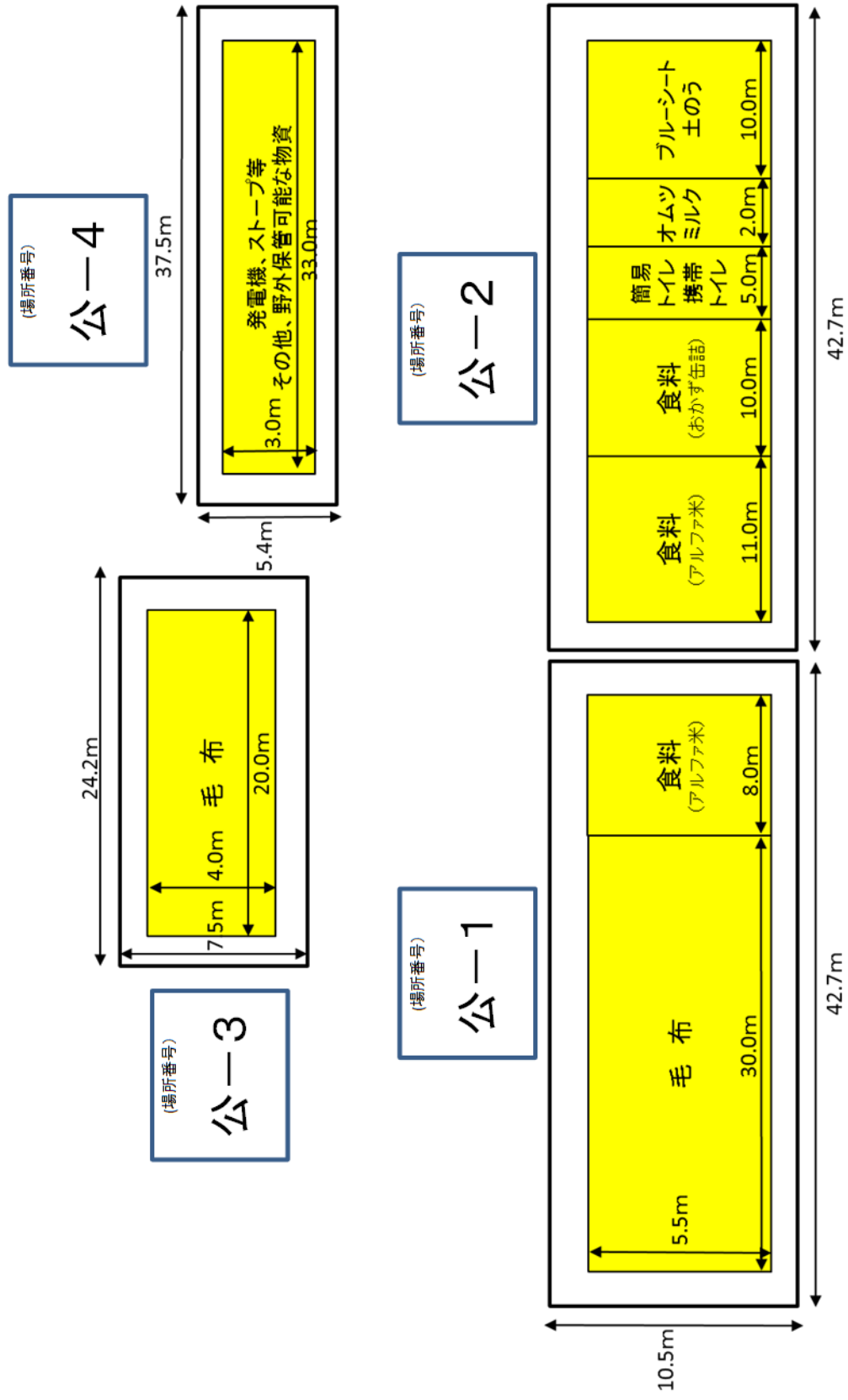
輸送業者名
車両番号
集荷予定日時 年 月 日 時 分

備考 (管理項目)

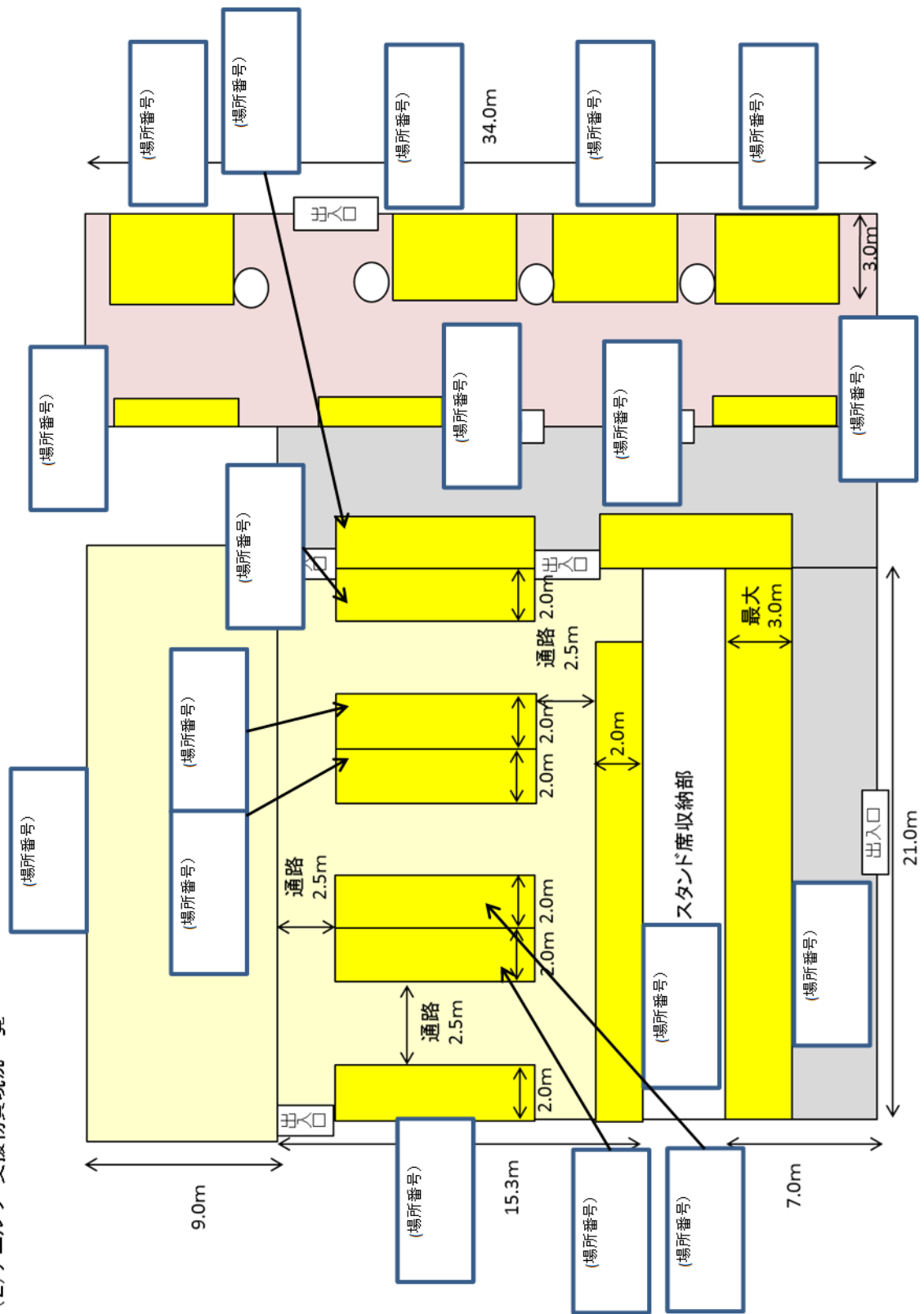
※手書きの場合、品目の記入は小分類だけでも構いません。

物資内訳				備考	
品目	数量		単位	備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載)	
	大分類	小分類			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(1) 公用車駐車場・支援物資現況一覧(記入例)



様式-3
(2) アエルワ・支援物資現況一覧



支援物資・物品在庫管理表(記入例)

[illegible]

支援物資・物品管理台帳(記入例)

保管場所																		
区分	受入 払出 区分	日 時	受入配布先	寝 具			食 品						日 用 品					
				毛 布 枚	布 団 枚	ア－1	公-2	公-2	公-2	ア－2	ア－3	ア－4	乳児・小児 用オムツ			携帯・簡易 トイレ	せつけん 個	
													主 食 食	副 食 食	育児用 調 製粉乳 缶			
1	受	28.12.20	大阪市(プッシュ型)	500,000	700,000			50,000	50,000	50,000	50,000	5,000	200	7,000	7,000	7,000	7,000	
2	受	28.12.21	和泉市	5	4,000			5,000	6,000	50,000	50,000	800	900	8,664	8,664	8,664	8,664	
3	払	28.12.22	阿波中学校	-6,000	-9,000			-5,000	-8,965	500	500	800	900	800	800	800	800	
4	払	28.12.22	市場中学校	-900	-900			-800	-8,000	-900	-900	-900	-536	1,350	-100	-133	-500	
5	払											11						
6	払																	
7	受・払																	
8	受・払																	
9	受・払																	
10	受・払																	
11	受・払																	
12	受・払																	
13	受・払																	
14	受・払																	
15	受・払																	
16	受・払																	
17	受・払																	
18	受・払																	
19	受・払																	
20	受・払																	
	合計			493,105	694,100			499,200	39,035	99,600	99,600	5,700	1,464	17,825	16,364	16,331	15,964	

プル型支援物資

パッシブ型支援物資

凡例：

阿波市後方支援計画

平成29年 2月 策 定
平成31年 2月 改 定
令和 3年 2月 改 定
令和 4年 3月 改 定
令和 6年 3月 改 定

発 行 阿 波 市

阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL 0883-36-8700

FAX 0883-36-8760

編 集 阿波市危機管理課